

第2部

不法投棄及び不適正保管への対応に向けた
使用済自動車判別ガイドライン（案）

第1章 背景及び基本的考え方

1. 検討の背景

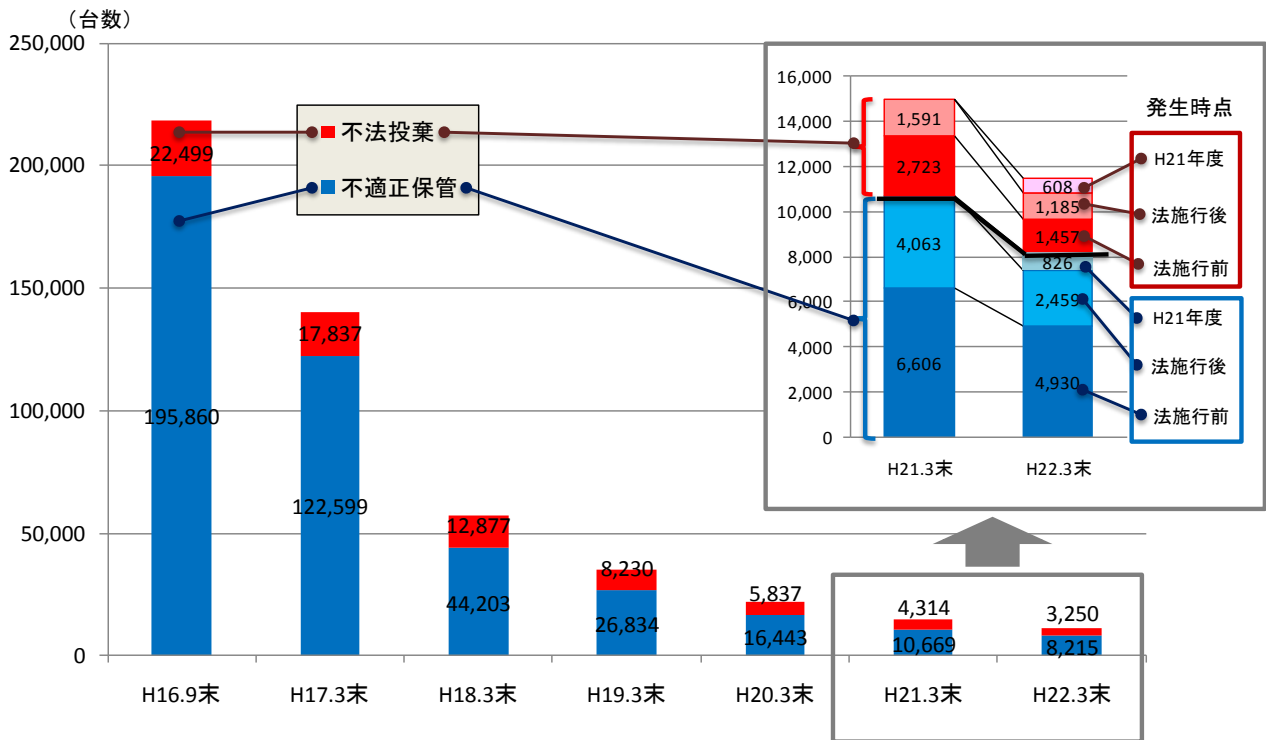
(1) 不法投棄及び不適正保管の現況

自動車リサイクル法の制定前、自動車の不法投棄・不適正保管は大きな問題となっており、これらの防止は法制定の一つの大きな目的であった。自動車リサイクル法の施行以降、リサイクル料金が預託され、自動車製造業者等の引取義務等の関係者の責任が明確化されたこと、使用済自動車の流れが電子マニフェストシステムで透明化されたこと、地方公共団体による指導や公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「センター」という。)による支援が順調に進捗していること等により、不法投棄・不適正保管事案は大幅に減少している。

自動車リサイクル法施行前の平成16年9月末に218,359台存在した不法投棄等車両は、平成22年3月末には11,465台まで減少した。100台以上の大規模案件も平成16年9月末の131,709台から、平成22年3月末には1,445台まで大きく減少している【表2-1～表2-3参照】。

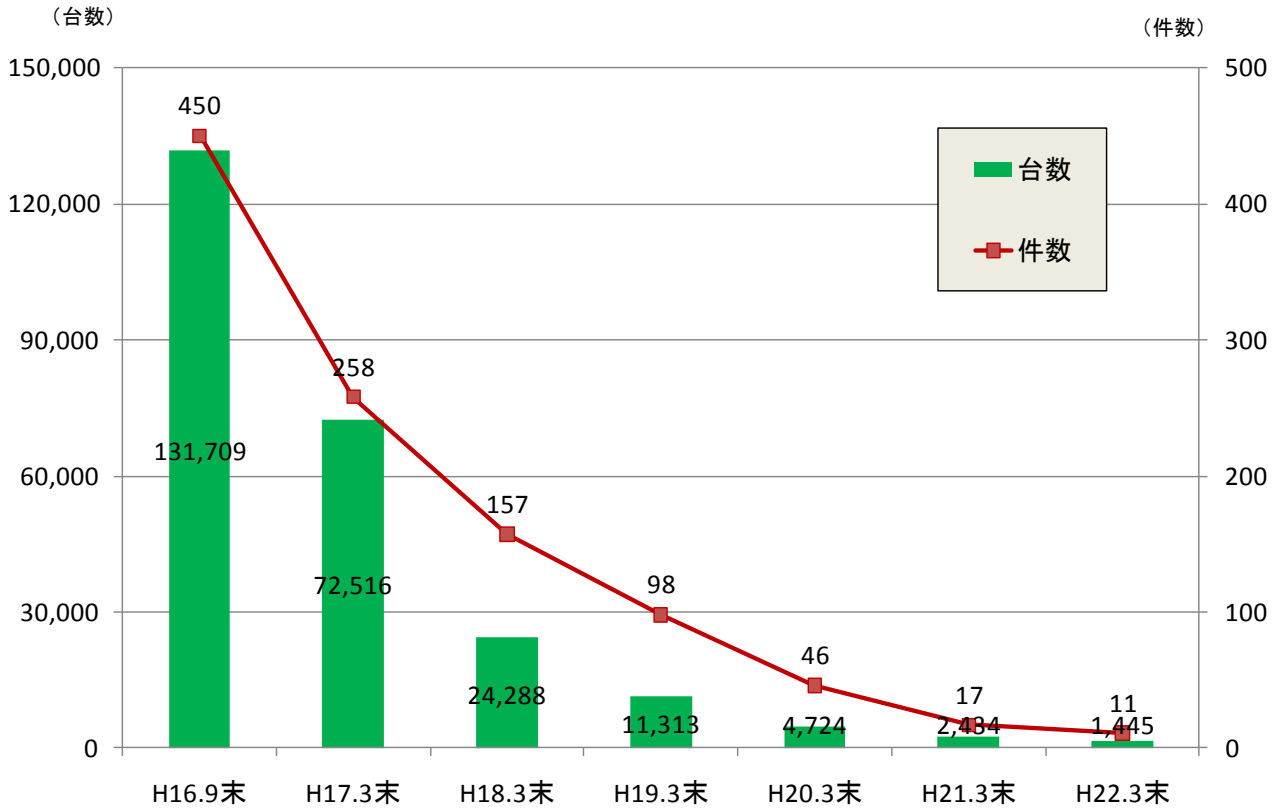
しかしながら、自動車リサイクル法施行前の案件の残存や新たな不法投棄の発生も一定程度見られており、地方公共団体の取組へのさらなる支援が必要との指摘がある。

表2-1 不法投棄・不適正保管車両の状況



出典：第28回合同会議資料を元に事務局作成

表 2-2 大規模案件（100 台以上）の推移

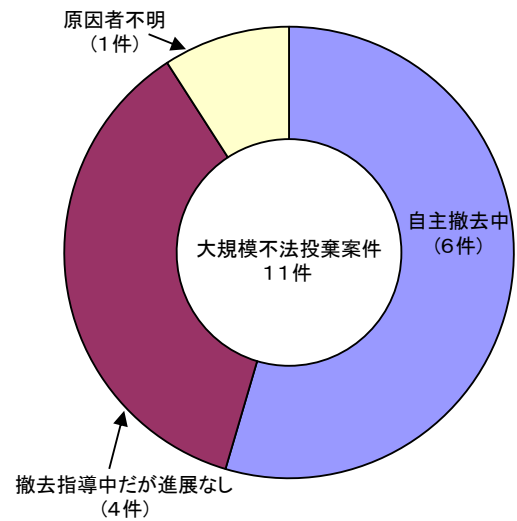


出典：第 28 回合同会議資料を元に事務局作成

表 2-3 大規模案件（100 台以上）の対応状況
(平成 22 年 3 月末時点)

(単位：台)

自治体	所在地	不適正保管・不法投棄台数
自主撤去中、撤去指導中・進展なしの案件		
青森県	おいらせ町内	195
福島県	白河市内	131
茨城県	茨城町内	100
	城里町内	105
群馬県	東吾妻町内	150
	富岡市内	110
三重県	鈴鹿市内	100
愛媛県	今治市内	100
沖縄県	宮古島市内	154
郡山市	田村町内	200
原因者不明の案件		
茨城県	茨城町内	100



出典：第 28 回合同会議資料

(2) ガイドライン策定の目的

不法投棄・不適正保管事案は、行為者にこれを撤去・改善させることが第一義である。このため、地方公共団体は、通常まずは調査により行為者を確知し、行政指導を行うが、状況に応じて、廃棄物処理法に基づく措置命令^{*1}や行政代執行^{*2}、自動車リサイクル法に基づく勧告・命令等、法令に基づき適切に対処することが必要であり、こうした対処にあたっては、当該車両を使用済自動車と認定することが求められる。

使用済自動車とは、自動車リサイクル法第2条において「自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（中略）をいう。」とされているが、不法投棄・不適正保管と疑われるような事案においては、当該車両が使用済自動車に該当するか否かの判断が難しいとの指摘がある。

本ガイドラインでは、上記を踏まえ、不法投棄・不適正保管事案への対処の出発点となる使用済自動車該非判断についての考え方を整理し、迅速かつ透明性の高い法運用を確保することを目的として策定するものである。

(※1) 土壌汚染等、生活環境の保全上支障が生じている、又はそのおそれがある場合、行為者に対して支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(※2) 行為者が措置命令に従わない場合に自ら支障の除去等の措置を講ずることができるが、行為者が確知できない場合であっても、相当の期間を定めて公告を行ったうえで、行政代執行を行うことができる。

2. 基本的考え方

(1) 客観的状況に基づく判断の指針

通常は、自動車を使用済自動車とするか否かは、様々な情報をもとに、その所有者の意思により判断されることとなる。しかしながら、不法投棄・不適正保管の疑いがある事案の場合、占有者が確知されない、又は、占有者の主張が社会通念と異なることがあるため、当該自動車の客観的な状況に基づき、場合によっては占有者の主張によらず、使用済自動車であるか否かを判断する必要がある。

(2) 廃棄物の該非判断の考え方

使用済自動車は自動車リサイクル法第121条の規定により廃棄物とみなされ、不法投棄・不適正保管事案に対しては、廃棄物処理法に基づく対応を含む措置を講ずることとなる。これらの措置の発動の一つの要件となる使用済自動車の判断基準を、客観的状況に基づいて設定するに当たっては、これまでに行われてきた廃棄物の一般的な該非判断の考え方をもとに、自動車特有の条件を考慮することが妥当と考えられる。

(3) 放置自動車対策との関係

道路や河川、公共施設等の公共用地に放置された自動車について、本ガイドラインでは、路上放置車両、路上放棄車両等と呼ばれるものを含めて放置自動車と総称することとする。

これら放置自動車については、通常、不法投棄・不適正保管事案への対処とは異なり、公有地管理の観点から地方公共団体が撤去指導等を行っている【図 2-1 参照】。こうした場合の手續・条件等は、使用済自動車の該非判断の参考となるため、検討材料とすることとする。

また、従来、放置自動車の中には、廃棄物の該否判断の困難性から、本来は使用済自動車の不法投棄・不適正保管事案に該当しうるものが含まれていたと考えられる。このような事案については、使用済自動車の該否判断を効率化することで、必要に応じて廃棄物処理法に基づく行政代執行を行い、センターによる不法投棄等対策支援事業の対象とすることが可能となる。

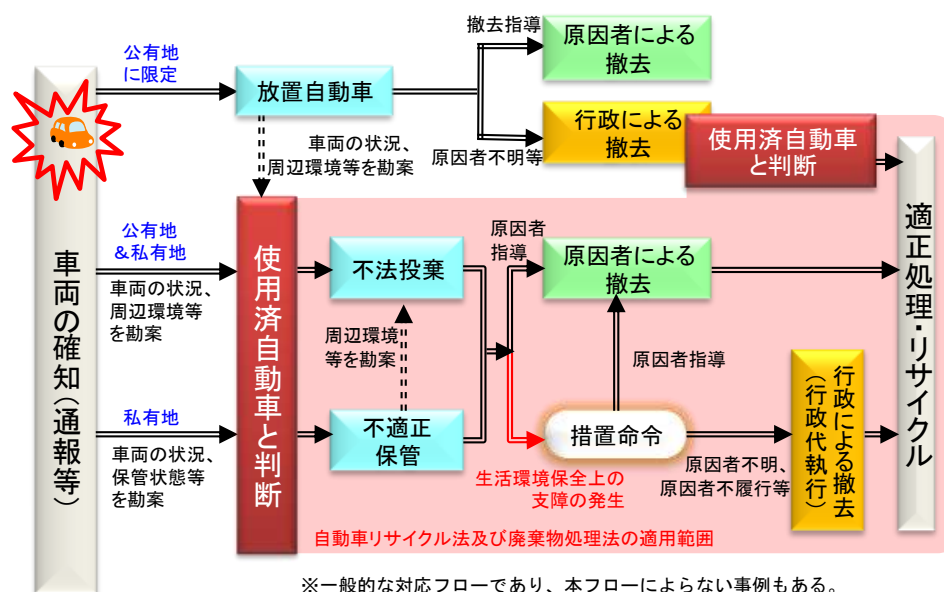


図 2-1 不法投棄・不適正保管、放置自動車への対応フロー

第 2 章 使用済自動車の該非判断の考え方の整理

1. 廃棄物の該非判断に照らした使用済自動車該非判断の考え方

一般的に、廃棄物該当性については「行政処分の指針について（平成 17 年 8 月 12 日環廃産発第 050812003 号通知）」（参考 1 参照。以下「通知」という。）に示されているように、以下の各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこととしている。

① 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

② 排出の状況

排出が需要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

③ 通常 of 取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

④ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

⑤ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定しうる占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分 of 意思が認められないこと。

また、通知では、上記について「各種判断要素 of 一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案 of 形態等によってこれらの基準が必ずしも適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物 of 種類、事案 of 形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたい」としている。

本ガイドライン of 適用対象が不法投棄・不適正保管が疑われる自動車であることに照らせば、上記 of 5 要素、すなわち未だ使用 of 途上にある自動車 of 判断要素 of 基準は、おおむね以下のように整理できると考えられる。

- ・自動車としての用に供する状態であること。(主として① 物 of 性状 及び ③ 通常 of 取扱い形態)
- ・占有者が自動車として継続的に使用する、又は自動車として他者に有償譲渡する意思が客観的に認められること。(⑤ 占有者の意思)
- ・(保管されている場合) 自動車として使用されることを前提とし、需要に沿った適切な管理がなされていること。(主として② 排出 of 状況)

なお、自動車リサイクル法においては、使用済自動車はその取引価値 of 有無に関わらず廃棄物とみなすこととされていることから、原則として「④取引価値 of 有無」については考慮されない。

これらをさらに具体化するための検討材料を得ることを目的として、次節では、事象 of 性格が不法投棄等と類似しており、地方公共団体による対応例も数多い放置自動車への対応状況について整理することとする。

2. 放置自動車への対応状況 of 整理

(1) 放置自動車に関する地方公共団体における取扱い

放置自動車に対しては、通常、公有地管理 of 観点から管理者たる地方公共団体による撤去指導が行われるが、現地調査、警察等関係機関への照会等を行っても所有者が確知され

ない場合には、地方公共団体による撤去・処分がなされている。

既に一部の地方公共団体が条例・要綱等を定め、所要の手續に則って放置自動車を廃物^{※3}として認定し、当該自動車の処分等を行っている【図 2-2、参考 2-1 及び参考 2-2 参照】。具体的には、廃物認定委員会と呼ばれる第三者機関や管轄する警察署の判断を根拠として、当該放置自動車を廃物と認定し、当該自動車の権原を有する地方公共団体が撤去・処分している【図 2-3 参照】。

(※3) 「放置自動車が自動車としての本来の用に供することが困難な状態であり、かつ不要物として認められるもの」と定義されている例が多い。

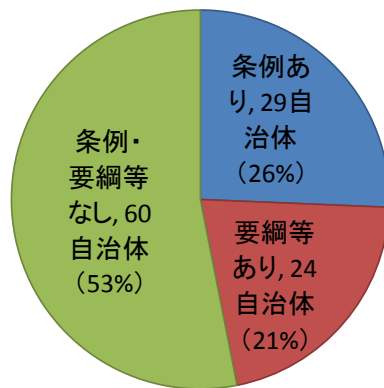


図 2-2 都道府県・保健所設置市における条例・要綱等の制定状況
(平成 22 年 11 月 環境省調べ)



例 1 放置自動車事案



例 2 放置自動車事案

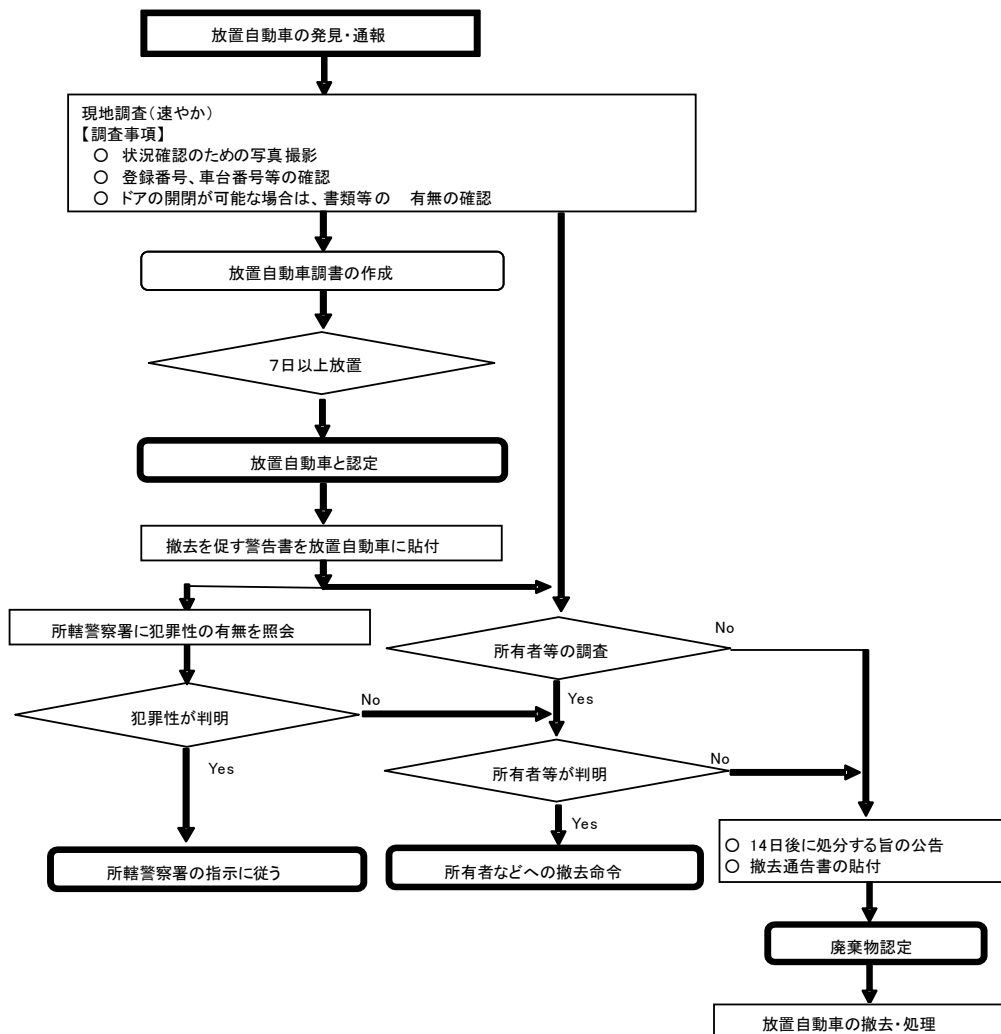


図 2-3 放置自動車処理手続の一例

全国の放置自動車の実態を網羅した統計はないが、参考までに、関係業界が設立した路上放棄車処理協力会^{※4}による「路上放棄車両処理協力事業」^{※5}の支援実績を示す。本事業は、路上放棄車両を市町村が処理するに際し、同協力会が市町村に対し、当該車両のリサイクル料金に見合う金額を寄附するものであった。本事業の支援実績は、自動車リサイクル法施行前の平成 15 年には 16,051 台であったものが、平成 21 年度には 1,045 台にまで大きく減少した【表 2-4 参照】。

(※4) 一般社団法人日本自動車工業会、社団法人日本自動車販売協会連合会、社団法人全国軽自動車協会連合会及び日本自動車輸入組合で構成。

(※5) 平成 23 年 3 月末をもって事業終了の予定。

表 2-4 路上放棄車両処理協力事業の支援実績

	協力台数（台）	寄附金総額（万円）
平成 15 年	16,051	19,973
平成 16 年	14,549	16,789
平成 17 年	8,533	8,899
平成 18 年	8,078	7,578
平成 19 年	5,291	4,963
平成 20 年	1,952	1,735
平成 21 年	1,045	947

なお、自動車リサイクル法の施行（平成 17 年 1 月）以降、このような放置自動車の撤去・処分後に、元の所有者からクレームを受けた事例が全国で数件報告されている。このうち損害賠償請求を提起された事例が 1 件あるものの既に棄却されており、大きなトラブルに発展した事例はない。

(2) 放置自動車の撤去に関する判断基準の整理

条例・要綱等による廃物認定基準は様々であるが、主に①自動車としての本来の用に供する可能性に着目した指標と、②所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）の今後の使用継続の意図に着目した指標に大別される。これらを組み合わせ又は単独で用いることによって、廃物としての認定がなされている【参考 2-3 参照】。

①自動車としての本来の用に供する可能性に着目した指標

- ・フロントガラス、車枠・車体、タイヤ、ハンドル・ステアリング、エンジン、トランスミッション、バッテリー、燃料タンクなど自動車の走行に必要な主要部品が取り外されている、又は大きく損傷している車両
- ・火災により車体が広範囲に延焼、水没により車体が損傷している車両

②所有者等の今後の使用継続の意図に着目した指標

- ・車台番号が削られている、自動車登録番号標又は車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）が外されている、自動車検査証等の書類が存在しない車両
- ・所有者等が確認できず、長期間にわたり使用の形跡が認められない、車内にごみが散乱しているなど放置されていると判断される車両



例3 放置自動車事案
(主要部品の欠損等)



例4 放置自動車事案
(主要部品の欠損等)



例5 放置自動車事案
(車台番号の欠損)



例6 放置自動車事案
(車台番号の欠損)

また、一部の地方公共団体では、従来の廃物認定の枠組みから踏み込んだ判断基準を独自に定め、以下のような項目のいずれかに該当するときに「使用済自動車」とみなす条例を定め、その撤去を行っている例がある【参考2-4参照】。

- i) ナンバープレート等が欠損し所有者が判明できず、発見から1ヶ月以上経過した車両
- ii) 所有者に対し、撤去指導を行ったものの従わないため、期限を定めて撤去を命じたが従わない車両
- iii) 所有者は判明したが、行方がわからないため、撤去命令を公示の方法により行い、到達したとみなす日（公示から2週間後）から1ヶ月以上経過した車両
- iv) 発見時に走行不能な状態である車両で、かつ、所有者が判明しているものの行方がわからない車両は、発見から1ヶ月以上経過したとき

以上のような条例・要綱等に関する情報は、放置自動車の撤去をより効率的に進めたい地方公共団体にとって有用と考えられるため、本ガイドラインの巻末参考資料にとりまとめた【参考2及び参考3参照】。

第3章 使用済自動車該当性の判断基準

第2章において整理した判断の考え方に沿って、占有者が確知されない不法投棄疑い事案と、占有者が中古車の保管と主張している不法投棄・不適正保管疑い事案の二つの場面について、使用済自動車該非判断の基準を整理すると以下のとおりとなる。

1. 占有者が確知されない不法投棄疑い事案【参考4参照】

占有者が確知されず不法投棄が疑われる事案は、行為者は少なくとも自らの占有権が及ばない場所に自動車を放置しているものであり、客観的に見て適切な保管とは考えられず、また、他者への有償譲渡の意思があるとは考えられない。

このため、第2章1. で示した該非判断の考え方に沿って、

- ①自動車としての本来の用に供する状態であるか否か
 - ②占有者が自動車として継続的に使用する意思が客観的に認められるか否か
- について、総合的に判断する必要がある。

各判断要素の基準について、以下に具体的な確認項目を示すが、実際の判断にあたっては、これらを全て満たしている必要はないことに留意が必要である(次節についても同様。)

なお、自動車リサイクル法においては、倉庫としての使用その他運行以外の用途に使用されているものについては使用済自動車とみなさないこととなっているが、占有者が確知されない場合には運行以外の用途を想定する必要性は低いと考えられる。

①自動車としての本来の用に供する状態であるか否か

・自動車の走行に必要な主要部品の装備状況

フロントガラス、車枠・車体、タイヤ、ハンドル・ステアリング、エンジン、トランスミッション、サスペンション、バッテリー、燃料タンクなど自動車の走行に必要な主要部品に腐食や大規模な破損がある、又はこうした主要部品が取り外されている車両は、自動車としての本来の用に供することが期待されないと考えられる。

・車両の損傷状況

広範囲な火災、水没により損傷している車両は、自動車の走行に必要な機能が滅失し、自動車としての本来の用に供することが期待されないと考えられる。また、損傷・劣化により燃料・エンジンオイル等が漏出している車両は、自動車としての機能が損なわれており、生活環境の保全上の支障につながるものと考えられる。



例7 不法投棄事案
(主要部品の欠損)



例8 不法投棄事案
(主要部品の欠損)

② 占有者が自動車として継続的に使用する意思が客観的に認められるか否か

自らの占有権が及ばない場所に放置されており、一定期間の警告書の貼付、2週間の公示等の所要の手続きを行ってもなお事態が改善されず、占有者が確知できない状況では、すでに占有者が当該自動車を引き続き使用する意図を持っている可能性は低いと考えられる。しかしながら、後日、万が一、占有者が判明する事態に備え、判断を補強する材料として、以下が挙げられる。

・ナンバープレート、車台番号の存否

ナンバープレートが外されたり、車台番号が削られたりしている車両は、自動車として公道を走行できる状態ではなく、また、所有者情報を隠蔽する意図が窺われるなど、今後の使用継続を意図していないと考えられる。

・自動車検査証等の書類の存否

自動車検査証等の書類は自動車の所有権等を証する書類であり、当該書類が滅失していることは、今後の使用継続を意図していないと考えられる。

・使用の形跡及び車内の状況

長期間にわたり使用の形跡が認められない、車内にごみが散乱しているなど放置されていると判断される車両については、今後の使用継続を意図していないと考えられる。



例9 不法投棄事案
(車中にごみが散乱)



例10 不法投棄事案
(山中に投棄)

また、上記によらず、損傷等により燃料・エンジンオイル等が大量に漏出しているなど周辺環境への影響が容易に想定される車両や、崖下に投棄されているように投棄の意図が明らかな車両については使用済自動車と判断されることが妥当と考えられる。



例11 不法投棄事案



例12 不法投棄事案

(いずれも崖下に投棄)

2. 占有者が中古車の保管と主張している不法投棄・不適正保管疑い事案【参考5参照】

占有者が中古車の保管と主張しているものの、使用済自動車の不法投棄・不適正保管と考えられる事案において、これを使用済自動車と判断するには、占有者の主張を退けるだけの確固とした根拠が必要と考えられる。また、本章1. の場合と異なり、占有者自らの継続使用の意思だけでなく、中古車として販売する可能性についても考慮が必要である。

このため、第2章1. で示した該非判断の考え方に沿って、

- ①自動車としての用に供する状態であるか否か
- ②占有者が自動車として継続的に使用する意思が客観的に認められるか否か
- ③自動車として使用されることを前提とし、需要に沿った適切な管理がなされているか否か

について、総合的に判断する必要がある。

①自動車としての本来の用に供する状態であるか否か

・ 自動車の走行に必要な主要部品の装備状況

フロントガラス、車枠・車体、エンジン、トランスミッション、サスペンション、燃料タンクなど走行に必要な主要部品に腐食や大規模な破損がある、又はこうした主要部品が取り外された車両は、修理がなされるという合理的な見込みがある場合を除き^{※6}、自動車としての本来の用に供することが期待されないと考えられる。

(※6) 以下③に示す当該車両の保管状況も判断材料となる。

・ 車両の損傷状況

広範囲な火災、水没により損傷している車両は、自動車の走行に必要な機能が滅失し、自動車としての本来の用に供することが期待されないと考えられる。また、損傷・劣化により燃料・エンジンオイル等が漏出している車両は自動車としての機能が損なわれており、修理の見込みがない場合にあっては、自動車としての本来の用に供することが期待されず、生活環境の保全上の支障につながるものと考えられる。

②占有者が自動車として継続的に使用する、又は自動車として他者に譲渡する意思が客観的に認められるか否か

・ 車台番号、自動車検査証等の書類の存否

車台番号の削られた車両や自動車検査証等の書類が滅失した車両は、自動車として公道を走行できる状態にはなく、今後の使用継続や他者への譲渡を意図していないと考えられる。なお、所要の手続きにより自動車として再登録することで、中古車として他者に譲渡することが可能となる場合もあることに留意が必要である。

・ 自動車検査証記載内容の事実関係

自動車検査証記載内容が事実と異なり、その合理的理由が説明できない場合、所有者情報を隠蔽する意図が存在すると考えられ、今後の使用継続や他者への譲渡を意図していないと考えられる。

・ 部品の取り外し状況

外装・内装部品、タイヤ等も含め、部品が取り外された車両は、その部品の取り外しが当該車両の整備交換のためであることを示す合理的な根拠がない場合は、使用済自動車として解体されており、今後の使用継続や他者への譲渡を意図していないと考えられる。

③自動車として使用されることを前提とし、需要に沿った適切な保管がなされているか否か

・ 保管方法、保管場所等

大量に積み上げたり、車両の外装・内装が汚損され得る状態にしたり、車両の管理が困難な山中に保管等することは、自動車として使用又は他者に譲渡するに当たり適切な保管がなされていないと考えられる。



例 13 不適正保管事案
(主要部品の欠損、保管状態)



例 14 不適正保管事案
(保管状態等)



例 15 不適正保管事案
(保管状態等)

第4章 使用済自動車の不法投棄・不適正保管事案への迅速な対応のために

自動車リサイクル制度は、使用済自動車の適正な処理を確保する社会システムとして、関係者の適切な役割分担のもと、平成17年の施行以降、社会に根付き、不法投棄・不適正保管事案の減少に大きく寄与してきているものの、なお新たに発生し、又は、法施行前に発生した事案が残存していることも事実である。

不法投棄・不適正保管事案への対応においては、地方公共団体は行為者にこれを撤去・改善させることを第一義とし、法令に基づいて適正な対応を行うこととなる。具体的には、行為者を確知し行政指導を行うが、状況に応じて自動車リサイクル法に基づく勧告・命令や、廃棄物処理法に基づく措置命令や行政代執行等を行うが、こうした対応にあたり、当該車両が使用済自動車に該当するか否かの判断が難しいとの指摘がある。

今回の検討では、地方公共団体における不法投棄・不適正保管事案への対応を迅速化・効率化することを目的として、その対応の入口となる使用済自動車該非判断の基準について、これまで産業廃棄物一般について通知で示されていた廃棄物該当性の判断の考え方に準拠しつつ、具体的に整理した。

本ガイドラインは、現状で可能な限り広く情報を収集してとりまとめたものであり、一般的な事案への対応には広く活用できるものと考えられるが、特殊な事案については、本ガイドラインに示された要素と、必要に応じて他の要素とをあわせて総合的に勘案し、使用済自動車の該当性について適切に判断することが必要である。

これまで、不法投棄・不適正保管事案への対応に時間を要する等の課題を抱えていた地方公共団体において、本ガイドラインが使用済自動車の不法投棄・不適正保管事案の解消に向けて活用されることが期待される。

なお、今回の検討の過程で、不法投棄・不適正保管事案に参考となる取組として、地方公共団体における放置自動車対策について、都道府県・保健所設置市を対象に、条例等の制定状況及びその内容を調査した。こうした情報は放置自動車対策にも資するものと考えられることから、本ガイドラインの参考資料としてまとめたので、地方公共団体において参考とされたい。

平成 17 年 08 月 12 日付け環廃産発 050812003 号各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知別添

行政処分 の 指針（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）については、累次の改正により、廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が強化されるとともに、措置命令の対象が拡大するなど、大幅な規制強化の措置が講じられ、廃棄物の不適正処理を防止するため、迅速かつ的確な行政処分を実施することが可能となっている。しかしながら、一部の自治体においては、自社処分と称する無許可業者や一部の悪質な許可業者による不適正処分に対し、行政指導をいたずらに繰り返すにとどまっている事案や、不適正処分を行った許可業者について原状回復措置を講じたことを理由に引き続き営業を行うことを許容するという運用が依然として見受けられる。このように悪質な業者が営業を継続することを許し、断固たる姿勢により法的効果を伴う行政処分を講じなかったことが、一連の大規模不法投棄事案を発生させ、廃棄物処理及び廃棄物行政に対する国民の不信を招いた大きな原因ともなっていることから、都道府県（政令で定める市を含む。以下同じ。）におかれては、違反行為が継続し、生活環境保全上の支障を生ずる事態を招くことを未然に防止し、廃棄物の適正処理を確保するとともに、廃棄物処理に対する国民の不信感を払拭するため、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたい。

第 1 総論

1～3 （略）

4 事実認定について

(1) 行政処分を行うためには、違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りるものであって、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思などの詳細な事実関係が不明であることを理由に行政処分を留保すべきでないこと。なお、事実認定を行う上では、法に基づく立入検査や報告徴収や関係機関との連携を積極的に活用し、事実関係を把握すること。

(2) 廃棄物該当性の判断について

① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常 of 取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は

有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であるから、廃棄物として規制する必要がある、当該物の再生は廃棄物の処理として扱うこと。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。その他、平成12年7月24日付け衛環第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」及び平成17年7月25日付け環産発第050725002号本職通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」も併せて参考にされたいこと。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては生活環境保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合は、これに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の見取り形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他者に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分的心思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種

判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合、又は主として廃棄物の脱法的な処理を目的としたものと判断される場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

なお、占有者と取引の相手方の間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は廃棄物であるか否かを判断する上での一つの簡便な基準にすぎず、廃プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥（汚泥、動植物性残さや家畜のふん尿を中間処理（堆肥化）した物）、建設汚泥処理物（建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物）等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもってただちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常の見取り、個別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなおかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者等が自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合と異なり、他人に有償譲渡できるものであるか否かを判断されたいこと。

- ② 廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。例えば、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可の要否においては、当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点で廃棄物該当性を判断するものであること。

5 （後略）

都道府県・保健所設置市における条例・要綱等の制定状況一覧（その1）

地方公共 団体名	条例・要綱等の名称	制定年月日	廃物判定基準 の有無		その他の判定根拠	
			基準 あり	基準 なし	警察署と 協議	第三者委 員会等に 諮問
愛知県	放置車両の廃棄物認定要領	H14.4.1	○			
三重県	生活環境の保全に関する条例	H13.3.1	○			○
京都府	路上放置車両処理要領	H7.11.24		○	○	
大阪府	放置自動車の適正な処理に関する条例	H16.3.30	○			○
鳥取県	県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例	H16.6.25	○			
岡山県	快適な環境の確保に関する条例	H13.12.21	○			
広島県	放置自動車等処理要領	H20.11.26	○			
	違法放置物件に対する措置について	H6.6.17		○	○	
	河川区域内の放置車両の処理について	H11.3.1	○			
	県営住宅迷惑駐車・放置車両対策実施要領	H12.5.1		○		
	港湾区域等における不法行為対策要領	H16.9.20		○		
徳島県	生活環境保全条例	H17.3.30	○			○
香川県	放置自動車の処理に関する条例	H17.2.1	○			○
高知県	放置自動車の発生の防止及び処理の推進に関する条例	H13.11.1		○		
	放置自動車等の回収要領	H10.3.23	○			
大分県	美しく快適な大分県づくり条例	H16.3.31	○			
旭川市	放置自動車処理要領	H19.9.1		○	○	
札幌市	放置自動車処理要綱実施要領	H3.11.25	○			
函館市	放置車両の処理に関する要綱	H18.8.10	○			
千葉市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H7.12.18	○			○
横浜市	放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H3.10.1	○			○
川崎市	川崎市営住宅等敷地内放置自動車処理要綱	H17.5.1	○			
	港湾局管理施設放置自動車処理要綱	H17.5.1	○			
	川崎市路上放置自動車処理要綱	S54.6.1		○	○	
横須賀市	放置自動車の発生防止及び適正処理に関する条例	H7.3.31		○		○
岐阜市	放置自動車等防止条例	H15.12.25	○			○
浜松市	放置車両処理要領	H7.9.1	○		○	
名古屋市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H16.12.24	○			○
京都市	自動車放置防止条例	H13.10.18	○			○
大阪市	放棄自動車処理要領	H14.4.1	○		○	
堺市	放棄自動車処理要領	H16.2.1		○	○	
東大阪市	自動車等放置防止条例	H15.7.28	○			○
神戸市	道路上放置車両等の処理要綱	S44.7.10		○		
和歌山市	放置自動車及び放置船舶の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H5.7.12		○		
下関市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H18.12.22	○			○
北九州市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12.12.13	○			○
福岡市	路上放置自動車処理手順	H17.4.1	○			
長崎市	放置自動車処理事務取扱要領	H18.1.13		○	○	
熊本市	放置自動車防止条例	H14.3.28	○			○
岡山市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H8.7.3	○			○
宇都宮市	放置自動車等処理要領	H9.9.3	○		○	
富山市	市の管理する施設に放置された自動車の処理に関する要綱	H17.4.1	○			○
大分市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H12.6.26	○			○
豊田市	放置自動車処理要綱	H4.7.20	○			
高知市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H13.7.1	○			○
長野市	放置自動車処理要綱	H6.4.1		○		
豊橋市	路上放置車両の処理に関する要綱	H13.10.1		○	○	
	市営住宅内放置車両の処理に関する要綱	H16.6.1	○			
	競輪場駐車場内放置車両の処理に関する要綱	H19.4.1	○			
	公園内放置車両の処理に関する要綱	H14.4.1	○			
	社会教育施設敷地内放置車両の処理に関する要綱	H15.4.24	○			
	文化施設敷地内放置車両の処理に関する要綱	H19.4.17	○			
	市民病院敷地内放置車両の処理に関する要綱	H18.12.1	○			
	老人福祉施設等に係る敷地等放置車両の処理に関する要綱	H18.4.1	○			
高松市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H5.7.1		○		○
相模原市	路上放置自動車取扱要綱	H15.4.1		○	○	
西宮市	道路上放置車処理要綱	S46.4.1		○	○	
倉敷市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H8.6.28	○			○
奈良市	放置自動車の発生の防止及び適切な処理に関する条例	H8.3.28	○			○

（平成 22 年 11 月 環境省調べ）

都道府県・保健所設置市における条例・要綱等の制定状況一覧（その2）

地方公共 団体名	条例・要綱等の名称	制定年月日	廃物判定基準 の有無		その他の判定根拠	
			基準 あり	基準 なし	警察署と 協議	第三者委 員会等に 諮問
船橋市	路上放置車両処理事務取扱要綱	H5.10.1		○	○	
岡崎市	放置自動車の処理に関する事務取扱要綱	H14.6.1	○			○
高槻市	市管理林道における放置自動車等の処理に関する要領	H18.1.10	○			
高槻市	放置自動車等の適正な処理に関する要領	H17.7.10	○			
柏市	不法投棄対策条例	H19.3.28		○		
久留米市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H10.3.31	○			○
四日市市	都市公園条例	S38.3.25		○		
前橋市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H6.12.8		○		○
大津市	放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	H7.3.22		○		○

(平成 22 年 11 月 環境省調べ)

三重県生活環境の保全に関する条例

平成十三年 三月二七日三重県条例第 七号

改正 平成一五年 三月一七日三重県条例第一六号
平成一六年 三月二三日三重県条例第二四号
平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号
平成二十年一〇月二四日三重県条例第四四号

三重県生活環境の保全に関する条例をここに公布します。

三重県生活環境の保全に関する条例

三重県公害防止条例（昭和四十六年三重県条例第四十六号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減
 - 第一節 自主的な環境保全活動の推進（第五条—第七条）
 - 第二節 温室効果ガス等の排出抑制等（第八条—第十条）
 - 第三節 自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減（第十一条—第十五条）
 - 第四節 焼却行為等の制限（第十六条—第二十条）
 - 第五節 日常生活等における水質汚濁の防止（第二十一条）
- 第三章 工場等における公害の防止
 - 第一節 ばい煙等の排出の規制（第二十二条—第四十一条）
 - 第二節 大気汚染物質の総排出量規制（第四十二条—第四十六条）
 - 第三節 建設作業等に関する規制（第四十七条—第五十五条）
 - 第四節 地下水採取の規制（第五十六条—第七十二条）
 - 第五節 土壌及び地下水汚染に関する規則（第七十二条の二—第七十二条の十）
- 第四章 環境美化等
 - 第一節 環境美化の促進（第七十三条—第七十六条）
 - 第二節 放置されている自動車の撤去の推進（第七十七条—第八十六条）
- 第五章 産業廃棄物の適正処理
 - 第一節 排出事業者の義務（第八十七条—第九十条）
 - 第二節 指定産業廃棄物（第九十一条—第九十三条）
 - 第三節 産業廃棄物の処理に関する環境配慮（第九十四条—第九十六条）
- 第六章 生活環境保全調整会議（第九十七条—第一百条）
- 第七章 雑則（第一百一条—第一百五条）
- 第八章 罰則（第一百六条—第一百十三条）

附則

注 平成二一年四月一日から施行

目次中

「 第五章 産業廃棄物の適正処理
 第一節 排出事業者の義務（第八十七条—第九十条）
 第二節 指定産業廃棄物（第九十一条—第九十三条）
 第三節 産業廃棄物の処理に関する環境配慮（第九十四条—第九十六条） 」

を「第五章 削除」に改める。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）の理念にのっとり、公害の防止のための規制、事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減並びに資源の循環的利用を図るための措置その他の環境の保全について必要な事項を定めることにより、県民の健康の保護、県内における良好な生活環境の保持及び保護並びに環境水準の向上に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の生活環境の保全を図ることを目的とする。

【 ～（略）～ 】

第四章 環境美化等

【 ～（略）～ 】

第二節 放置されている自動車の撤去の推進

(放置の禁止)

第七十七条 何人も、正当な理由なく自動車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）を放置（自動車が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当期間置かれていることをいう。以下同じ。）し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

2 県は、生活環境の保全を図るため、自動車の放置の防止に関して必要な施策を講ずるものとする。（調査等）

第七十八条 知事は、県が所有し、又は管理する土地において放置されている自動車（以下「放置自動車」という。）があるときは、当該放置自動車の状況、所有者等（自動車の所有権、占有権若しくは使用权を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。以下同じ。）その他の事項を調査するとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書をはり付けることができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を調査する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車の施錠を解除し、その目的を達成するために必要な範囲内で、車内の調査をすることができる。

- 一 道路運送車両法第十一条の規定により取り付けられた自動車登録番号票が滅失していること。
- 二 放置自動車の外部からの調査での所有者等が判明しないこと。

3 前二項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈をしてはならない。

(放置自動車の移動及び保管等)

第七十九条 知事は、前条第一項の規定により警告書をはり付けた日から規則で定める期間を経過した日以後引き続き当該放置自動車が置かれている場合において、生活環境の保全上の著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自ら指定する場所に当該放置自動車を移動し、保管することができる。

2 知事は、前項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合は、当該放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通知するものとする。

3 知事は、第一項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合は、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合（所有者等の住所又は居所が判明しない場合を含む。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(勧告及び命令)

第八十条 知事は、第七十八条第一項及び第二項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うことを命じることができる。

(廃物認定)

第八十一条 知事は、第七十八条第一項及び第二項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、当該放置自動車が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を廃物（放置自動車が自動車としての本来の用に供することが困難な状態にあり、かつ、不要物として認められるものをいう。以下同じ。）と認定することができる。

- 一 道路運送車両法第十一条の規定により取り付けられた自動車登録番号標が滅失していること。
 - 二 第七十八条第一項の規定により警告書をはり付けた日の翌日から一月以上経過していること。
 - 三 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていること。
- 2 知事は、前項の規定により放置自動車が廃物であるかどうか判断することが困難なときは、次条の自動車廃物認定委員会の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、第一項の規定により放置自動車を廃物として認定するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。

(自動車廃物認定委員会)

第八十二条 知事は、県内に放置されている自動車を廃物として認定することその他必要と認める事項について、調査し、審議させるため、三重県自動車廃物認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員十人以内をもって組織する。
- 3 委員は、専門的知識を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

(処分)

第八十三条 知事は、第八十一条第一項の規定により放置自動車を廃物と認定したときは、当該放置自動車の処分を行うことができる。

- 2 知事は、第八十一条第一項の規定により廃物として認定することが困難な放置自動車の所有者等が判明しない場合において、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。
 - 一 警告書をはり付けた日
 - 二 放置されている場所（第七十九条第一項の規定により保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）
 - 三 車名、塗色又は自動車登録番号
 - 四 告示後の取扱い
 - 五 その他規則で定める事項
- 3 知事は、前項の規定により告示をした日から三月を経過した日以後において、当該放置自動車を処分することができる。

(費用の請求)

第八十四条 知事は、第七十九条第一項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合又は前条の規定による処分を行った場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び処分に要した費用を請求することができる。

(市町が実施する施策への助言等)

第八十五条 県は、放置されている自動車の撤去に関する市町の施策に協力するため、必要な情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

- 2 知事は、前項の技術的な助言を行う場合においては、委員会の意見を聴くことができる。

(国等との協力等)

第八十六条 知事は、放置自動車の撤去等の推進を図るため、国及び市町（以下この条において「国等」という。）と密接に連絡し、必要があると認めるときは、国等に協力を求めることができる。

- 2 知事は、国等が所有し、又は管理する土地において、放置されている自動車により生活環境の保全上の著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、国等に対し当該自動車の撤去等必要な措置を講ずることを求めることができる。

【 ～（略）～ 】

第八章 罰則

【 ～（略）～ 】

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第一項の規定による届出又は第二十五条第一項の規定による届出（第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる事項（騒音又は振動に係る届出にあつては同項第三号から第五号までに掲げる事項）の変更に係る届出に限る。）をせず、又は虚偽の届出をした者（ばい煙又は汚水に係る届出をした者を除く。）
- 二 第四十九条第二項又は第五十五条第二項の規定による命令に違反した者
- 三 第六十七条第一項又は第六十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 四 第八十条第二項の規定による命令に違反した者
- 五 第八十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

【 ～（以下、略）～ 】

市原市放置自動車の処理に関する条例

平成 17 年 12 月 19 日
条例第 55 号

市原市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成 5 年市原市条例第 10 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、公共施設等に放置された自動車の処理について必要な事項を定めることにより、公共施設等の機能を速やかに回復するとともに、地域の美観の保持及び安全で快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）自動車 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。
- （2）放置自動車 国、地方公共団体又は公共的団体が管理する道路、公園、広場その他の公共の用に供されているもの（以下「公共施設等」という。）に、故なく置かれている自動車のうち、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 に規定する放置車両以外のものをいう。
- （3）所有者等 自動車の所有権を有する者及び自動車を使用する権利を有する者をいう。

（放置の禁止）

第 3 条 何人も、故なく自動車を放置し、若しくは放置させ、又はこれらの行為を行おうとする者に協力してはならない。

（調査）

第 4 条 市長は、放置自動車を発見したときは、直ちに当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査するものとする。

- 2 前項の規定による調査を行うため、放置自動車に損傷を加えなければ調査の目的を達成できないときは、必要最小限の範囲内でこれを行うことができるものとする。
- 3 第 1 項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（撤去指導）

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対して速やかに撤去するよう指導するものとする。この場合において、市長は、公共施設等の管理者に当該指導を行った旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前条第 1 項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明できないときは、当該放置自動車の状況その他の必要な事項を警察署長に情報提供するものとする。

（撤去命令）

第 6 条 市長は、前条第 1 項の規定による指導を行ったにもかかわらず、所有者等が放置自動車を撤去しないときは、当該所有者等に対して、期限を定めて当該放置自動車を撤去するよう命ずるものとする。

- 2 市長は、第 4 条第 1 項の規定による調査の結果、放置自動車の所有者等は判明したが、その者の行方がわからないときは、前項の規定による撤去命令を民法（明治 29 年法律第 89 号）第 98 条に規定する公示の方法により行うものとする。

（協議）

第 7 条 市長は、第 5 条第 1 項の規定により、公共施設等の管理者に撤去指導した旨の通知をしたときは、当該放置自動車の処理等について、当該管理者と協議するものとする。

（放置自動車の使用の終了）

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、放置自動車の使用を終了したものとみなすことができる。

- （1）第 4 条第 1 項の規定による調査を行ったにもかかわらず、発見から 1 か月以上経過しても所有者等が判明しないとき。

- (2) 所有者等が、第6条第1項の規定により撤去命令を受けたにもかかわらず、正当な理由なく、期限までに当該放置自動車を撤去しないとき。
- (3) 第6条第2項の規定により撤去命令を公示の方法によって行った場合において、民法第98条第3項の規定により当該撤去命令が到達したものとみなす日から1か月以上経過しても、所有者等が当該放置自動車を撤去しないとき。
- (4) 発見時においてタイヤ、エンジン等の損失、損壊等により自動車の走行が不可能な状態にあり、かつ、第4条第1項の規定による調査を行ったにもかかわらず、所有者等が判明できないとき又は所有者等の行方がわからず、発見から1か月以上経過したとき。

(移動)

第9条 市長は、放置自動車が著しく通行の支障になっているため又は周囲の環境に著しく悪影響を与えているため、緊急の必要があると認めるときは、当該放置自動車を適切な場所に移動することができるものとする。

(使用済自動車の再資源化等に関する法律との関係)

第10条 市長は、第8条の規定により使用が終了したものとみなした放置自動車については、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づいて処理するため、引取業者に引き渡すことができるものとする。

(費用の徴収)

第11条 市長は、前条の規定による処理に要した費用については、当該放置自動車の所有者等から徴収するものとする。

(土地管理者等の管理)

第12条 公共施設等以外の土地に放置された自動車については、その土地の管理者等（土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。以下同じ。）が適切な管理を行う上で対応するものとする。

2 前項に規定する土地の管理者等から当該土地に放置された自動車について、所有者等の調査の依頼があったときは、市長は速やかに調査し、その結果を知らせるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

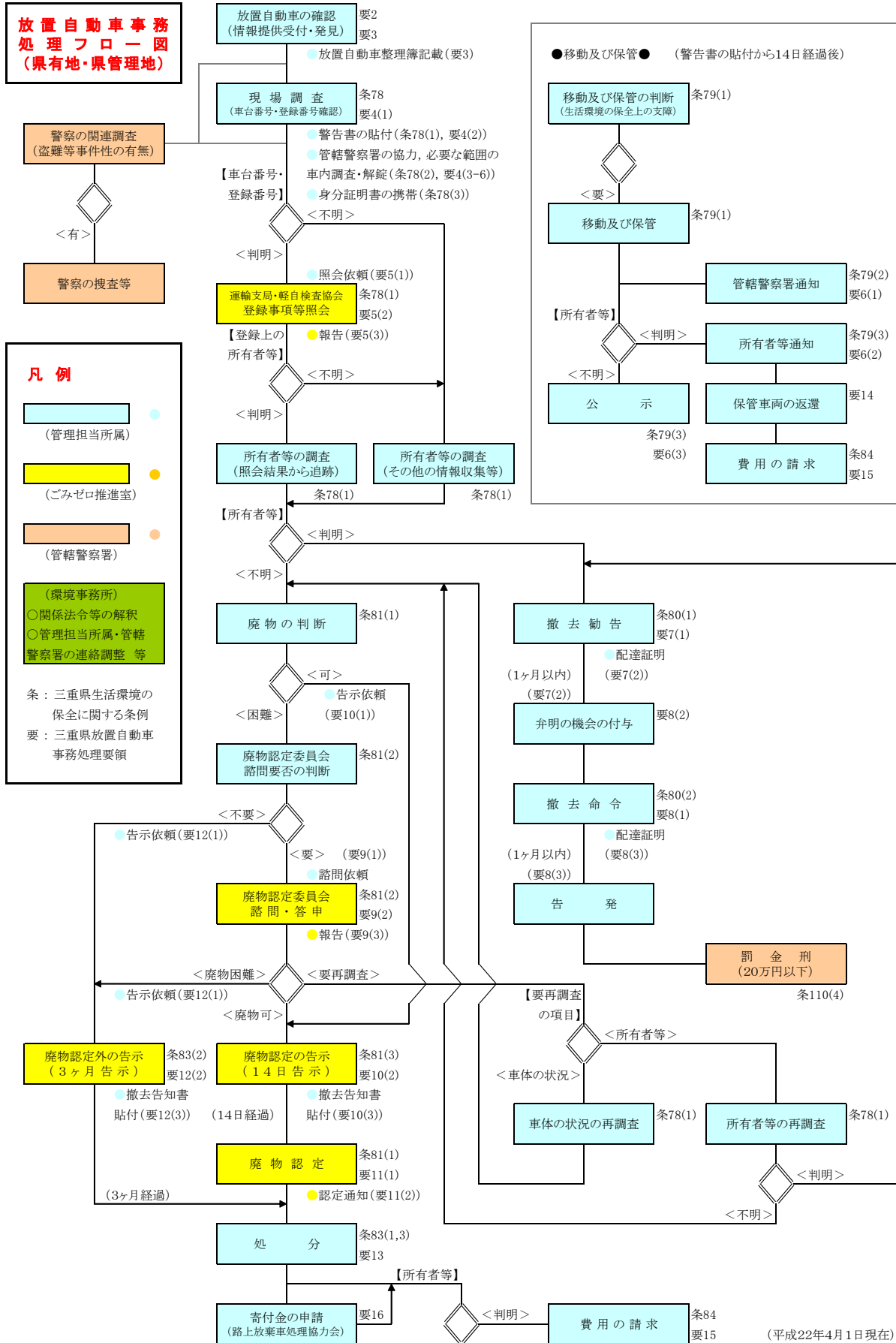
(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例の一部改正)

2 市原市特別職の職員等の給与および費用弁償支給に関する条例（昭和38年市原市条例第85号）の一部を次のように改正する。

三重県における放置自動車処理の流れ



出典：第3回使用済自動車判別ガイドラインWG資料

三重県における自動車廃物認定に係る調査項目

第1号様式(第3条関係)

放置自動車整理簿 別紙「自動車廃物認定基準」

メーカー		調査	大破又は腐食著しい	中破又は腐食進行	小破又は腐食目立	備考
車名						
外装	ドア(フェンダー)ミラー					
	※ フロントガラス					
	リアガラス					
	サイドガラス					
	塗装(サビ)					
	ヘッドライト					
	テールランプ					
	積載装置(荷台等)					
	※ 車枠・車体					
	ドア類					
内装	バンパー					
	メーター類					
	キーボックス					
	※ 運転席の座席 座席(運転席以外) ルームミラー					
走行及び操縦装置	※ アクセル・ペダル					
	※ ホイル・タイヤ					
	※ ステアリング・ハンドル					
	ギア・ボックス					
	ロッド・アーム類					
	かじ取り車輪 パワー・ステアリング					
制動装置	※ ブレーキ・ペダル					
	駐車ブレーキ・レバー					
	ブレーキのロッド、ケーブル					
	ブレーキ・ホース、パイプ類					
	マスタ及びホイル・シリンダ					
	ドラム、ブレーキ					
	ディスクブレーキ					
原動機	制動倍力装置					
	エア・ブレーキ					
	※ エンジン本体					
	排気管 冷却系統 吸・排気系統					
電気装置	始動装置					
	点火装置					
	発電装置					
	配線関係					
	※ バッテリー					

【調査項目の留意点】

- 「※印」の項目は、自動車の走行に必要な装置として特に主要な部分であり、破損等の状況が廃物判断に大きく影響するため、可能な範囲で確実に調査を行うこと。

【写真撮影の留意点】

- 次の点が確認できる写真は確実に撮影すること。
- 放置場所を含めた放置の全体状況。
- 室内及びボンネット内の状況。
- 「※印」の項目の破損等状況。
- ナンバープレート有の場合は番号の判読。
- (可能な範囲で)車台番号の判読。削り取られている場合はその状況。
- 警告書の貼付状況。

複数回の現場調査を行った場合、その旨(調査日等)を備考欄へ記入。

整理番号等	調査	大破又は腐食著しい	中破又は腐食進行	小破又は腐食目立	備考
燃料装置	キャブレター				
	※ 燃料タンク				
	噴射ポンプ、高圧パイプ				
動力伝達装置	※ クラッチ・ペダル				
	※ プロペラ・シャフト				
	※ ドライブシャフト				
	デファレンシャル				
緩衝装置	リヤ・アクスル・ハウジング				
	A/T・M/T		<input type="checkbox"/> A/T	<input type="checkbox"/> M/T	
シャシばね	シャシばね				
	連結部、取付部				
	ショック・アブソーバ				
	独立懸架装置				
トルク・ロッド	トルク・ロッド				
	エア・サスペンション				

- 調査できた項目の「調査」欄にレ点のうえ、破損等の状態について該当欄に○をすること。
 - 大破・・・滅失又は概ね2分の1以上の破損(通常復元が困難)
 - 中破・・・概ね2分の1未満4分の1以上の破損(通常復元が困難)
 - 小破・・・概ね4分の1未満の破損(通常復元が困難)
- 調査できた範囲において記入すること。

【放置の状況】

・車台番号が削り取られている。		該当欄に○をすること。
・室内のごみの散乱が大量にある。		
・山中に放置されている等、状況から判断して投棄した可能性が高い。 (その他放置の状況)		

調査日 平成 年 月 日 調査職員

◎ 事務局使用欄

破損等の状態	箇所数	点数	廃物認定委員会	平成 年 月 日
大破(※項目)			(委員会審議記録・廃物判断可否等)	
大破(※以外)				
中破				
小破				
計				
廃物認定基準 該当 ・ 非該当				

占有者が確知されない場合の該非判断に必要と思われる項目（例）

車 種	
車台番号	
放置場所	
確知年月日	平成 年 月 日 ()
調査年月日	平成 年 月 日 ()

①自動車としての本来の用に供する状態であるか否か

項目		状況	判断結果
外装	フロントガラス	取り外されているもの	
		破損しているもの	
	リアガラス	取り外されているもの	
		破損しているもの	
	車枠・車体（ドア、ボンネット、バンパー等）	取り外されているもの	
		概ね2分の1以上の破損があるもの	
タイヤ	破損、取り外されているもの（全部）		
	破損、取り外されているもの（一部）		
内装	ハンドル・ステアリング	取り外されているもの	
動力伝達装置	トランスミッション	取り外されているもの	
		破損・腐食しているもの	
原動機等	エンジン	取り外されているもの	
		破損・腐食しているもの	
	バッテリー	取り外されているもの	
		破損・腐食しているもの	
燃料装置	燃料タンク	取り外されているもの	
		破損・腐食しているもの	
緩衝装置	サスペンション	取り外されているもの	
		破損・腐食しているもの	
その他	火災・水没の状況	概ね2分の1以上の破損があるもの	

②占有者が自動車として継続的に使用する意思が客観的に認められるか否か

項目	状況	判断結果
ナンバープレート	偽造又は取り外されているもの	
車台番号	削ってあることが明示的なもの	
自動車検査証等	自動車検査証等が存在しないもの	
放置期間	相当な期間放置されているもの	
室内の状況	車内にごみが散乱しているもの	

判定年月日	平成 年 月 日 ()
判定結果	使用済自動車と 判断される ・ 判断されない

占有者が中古車の保管と主張した場合の該非判断に必要なと思われる項目（例）

車 種	
車台番号	
放置場所	
確知年月日	平成 年 月 日 ()
調査年月日	平成 年 月 日 ()

①自動車としての本来の用に供する状態であるか否か

項目		状況	判断結果
外装	フロントガラス	破損、取り外しの状況	
	リアガラス	破損、取り外しの状況	
	車枠・車体（ドア、ボンネット、バンパー等）	破損・腐食、取り外しの状況	
動力伝達装置	トランスミッション	破損・腐食、取り外しの状況	
原動機等	エンジン	破損・腐食、取り外しの状況	
燃料装置	燃料タンク	破損・腐食、取り外しの状況	
緩衝装置	サスペンション	破損・腐食、取り外しの状況	
その他	車外の状況	燃料や廃油・廃液の漏出の有無	
	火災・水没の状況	概ね2分の1以上の破損があるもの	

②占有者が自動車として継続的に使用する意思が客観的に認められるか否か

項目		状況	判断結果
外装	ヘッドライト	取り外しの状況	
	テールランプ	取り外しの状況	
	方向指示器	取り外しの状況	
	ミラー類	取り外しの状況	
	タイヤ	取り外しの状況	
内装	ハンドル・ステアリング	取り外しの状況	
	シート	取り外しの状況	
その他	車台番号	車台番号の有無	
	自動車検査証等	自動車検査証等の存否、記載内容の事実関係	

③自動車として使用されることを前提とし、需要に沿った適切な管理がなされているか否か

項目	状況	判断結果
保管目的	保管目的が適切か否か	
保管期間	相当な期間放置されているもの	
保管場所	保管方法が適切か否か	
保管状態	保管量が適正か否か	
外装・内装の状況	汚損の状況	

判定年月日	平成 年 月 日 ()
判定結果	使用済自動車と 判断される ・ 判断されない